

山監査第146号  
令和3年(2021年)12月20日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江本勝一

山陽小野田市監査委員 岡山明

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
令和3年12月20日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

市民部

市民課、公園通出張所、南支所、埴生支所、厚陽出張所、環境調査センター及び小野田浄化センター

#### 3 監査の期間

令和3年11月1日から令和3年12月9日まで

#### 4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

#### 5 監査の方法

今回の監査は、令和3年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。